

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	野田村

野田村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 野田村 産業振興課
所 在 地 九戸郡野田村大字野田第 20 地割 14 番地
電 話 番 号 0194-78-2926
F A X 番 号 0194-78-3995
メ ー ル ア ド レ ス sangyo_norin@vill.noda.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、キジバト、カワラバト、スズメ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アナグマ、カワウ、イノシシ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	岩手県野田村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	飼料作物（デントコーン）、野菜、果樹（リンゴ、山ぶどう、柿、栗）、養鶏	被害面積 1.00ha 被害額 100,000 円
ニホンジカ	水稻、野菜、カモミール	被害面積 2.17ha 被害額 292,000 円
ニホンザル		被害面積 0.00ha 被害額 0 円
カラス、キジバト、カワラバト、スズメ		被害面積 0.00ha 被害額 0 円
ハクビシン	野菜、飼料作物	被害面積 0.34ha 被害額 34,000 円
タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アナグマ	果樹（ブルーベリー）、野菜、鶏	被害面積 0.11ha 被害額 11,000 円
カワウ		被害面積 0.00ha 被害額 0 円
イノシシ	水稻、サツマイモ	被害面積 0.21ha 被害額 22,000 円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

■ツキノワグマ

養鶏、養豚、飼料作物及び果樹類を中心に大きな被害が発生しており、家畜の飼料タンク等への被害も出ている。

生息状況については、山間部の集落から海岸沿いや村中心部の集落まで村内全域で目撃情報が寄せられており、人身被害も懸念される。特に年々人里に近い場所での出没件

数が増えている。
■ニホンジカ 村全域で目撃情報が寄せられ特に山間部の集落では頻繁に目撃されており、高い繁殖能力を持つことから、今後の個体数の増加、農作物被害の拡大等が強く懸念される。
■ニホンザル 現在は大きな農業被害はないものの、目撃情報が毎年寄せられており、今後被害増加が懸念される。
■カラス、キジバト、カワラバト、スズメ 村内全域で、水稻・野菜類・豆類・果樹類などの農作物（家庭菜園を含む）で被害が発生している。
■ハクビシン 村内全域で、農業被害（家庭菜園を含む）が発生している。今後個体数の増加及び被害増加が懸念される。
■タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アナグマ 村内全域で、農業被害（家庭菜園を含む）が発生している。
■カワウ 現在、被害報告はないが、今後アユなどの川魚の食害が懸念される。
■イノシシ 村内山間部を中心に被害が発生しており、被害場所が里に近づいていることから今後人身被害や農作物等の被害拡大が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
ツキノワグマ	被害面積 1.00ha	被害面積 0.50ha
	被害額 100,000円	被害額 50,000円
ニホンジカ	被害面積 2.17ha	被害面積 1.00ha
	被害額 292,000円	被害額 150,000円
ニホンザル	被害面積 0.00ha	被害面積 0.00ha
	被害額 0円	被害額 0円
カラス、キジバト、カワラバト、スズメ	被害面積 0.00ha	被害面積 0.00ha
	被害額 0円	被害額 0円
ハクビシン	被害面積 0.34ha	被害面積 0.20ha
	被害額 34,000円	被害額 20,000円
タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アナグマ	被害面積 0.11ha	被害面積 0.05ha
	被害額 11,000円	被害額 5,000円
カワウ	被害面積 0.00ha	被害面積 0.00ha

	被害額	0 円	被害額	0 円
イノシシ	被害面積	0.21ha	被害面積	0.20ha
	被害額	22,000 円	被害額	20,000 円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣の捕獲を依頼し、銃器及びわなによる捕獲を行っている。実施隊に対し、有害鳥獣の捕獲の件数に応じて、奨励金を支出している。 ・ 狩猟免許等取得費等の一部を補助	・ 高齢化等により狩猟者が減少しており、有害捕獲に係る人員の確保が困難な状況である。 ・ 新規の担い手の確保・育成が必要となってくる。
防護柵の設置等に関する取組	・ 村単独事業による有害鳥獣防除対策費（電気柵購入費）の補助 ・ 電気柵の無料貸出	・ 電気柵の設置に加え、緩衝帯の整備や追払いにより加害個体を集落に近づけさせないことが必要。
生息環境管理その他の取組	・ 放任果樹の除去を呼びかけ	・ 果樹所有者の意向によりすべてを除去することが困難となっている。 ・ 緩衝帯の設置、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等を実施していないため、研修会の開催を検討していく必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

村単独事業（狩猟免許等取得費補助、有害鳥獣防除対策事業費補助）を活用し、担い手の確保及び電気柵の設置を推進していく。 特にも狩猟免許等取得費補助については、猟銃等購入を対象に拡充したことにより新たな担い手の確保に努める。 緩衝帯の設置については、様々な機会に緩衝帯の有益性を説明し、意識啓発を行うとともに緩衝帯の設置を検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器や GIS（地理情報システ

ム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

久慈地方猟友会野田支会から推薦を受けた猟銃等免許所持者を鳥獣被害対策実施隊に任命し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。

狩猟免許等取得費補助を活用し、新たな担い手の確保に努める。

ハクビシンについては、県の鳥獣保護管理事業計画に基づき捕獲が許可されたもの(わな免許を所得していないものも含む。)に対して、はこわなの貸出しを行い、捕獲を推進する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R7～R9	ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル カラス キジバト カワラバト スズメ ハクビシン タヌキ キツネ ノイヌ ノネコ アナグマ カワウ イノシシ	・捕獲エリアを含む捕獲実績の詳細な把握に努め、集積したデータを分析し、分析結果を次期計画に反映することで、より効果的な捕獲活動を推進する。 ・被害状況や捕獲実績に応じた効果的な捕獲方法について検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。 ・狩猟免許等取得費に対する補助を行うことにより、担い手確保に努め、有害鳥獣の捕獲活動を推進する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については、その年度ごとの被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数を調整する。 なお、ツキノワグマについては、県の第5次ツキノワグマ管理計画に基づく年間捕獲上限数で定める捕獲頭数があることから、野田村単独での捕獲計画は設定しない。 ニホンザルについては、頻繁に出没し、追払いや防除対策を行っても被害が軽減できない場合に捕獲を行うこととし、野田村単独での捕獲計画は設定しない。 ニホンジカ及びイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画にて個体数低減を基本目標としていることから積極的な捕獲を行う。
--

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	50	50	50
カラス※、キジバト、カワラバト、スズメ※	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。
ハクビシン	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。
タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アナグマ	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。
カワウ	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。	被害が発生した場合、可能な限り捕獲する。
イノシシ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

※ 捕獲に当たっては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人当たりの捕獲数の制限（200羽以内）を遵守する。

捕獲等の取組内容
県の鳥獣保護管理事業計画及び岩手県鳥獣捕獲等許可事務処理要領に基づき、対象鳥獣の被害状況に応じて捕獲方法や捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃所持可能者がいないため、ライフル銃使用予定なし。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
希望予定なし	

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アナグマ、イノシシ	村単独事業等による電気柵の設置を推進する。	村単独事業等による電気柵の設置を推進する。	村単独事業等による電気柵の設置を推進する。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アナグマ、イノシシ	電気柵の設置箇所の定期的な見回りや草刈りの実施、安全確認を実施する。	電気柵の設置箇所の定期的な見回りや草刈りの実施、安全確認を実施する。	電気柵の設置箇所の定期的な見回りや草刈りの実施、安全確認を実施する。

シ			
---	--	--	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R7～R9	ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アナグマ、イノシシ	緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等を実施していないため、研修会の実施を検討。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

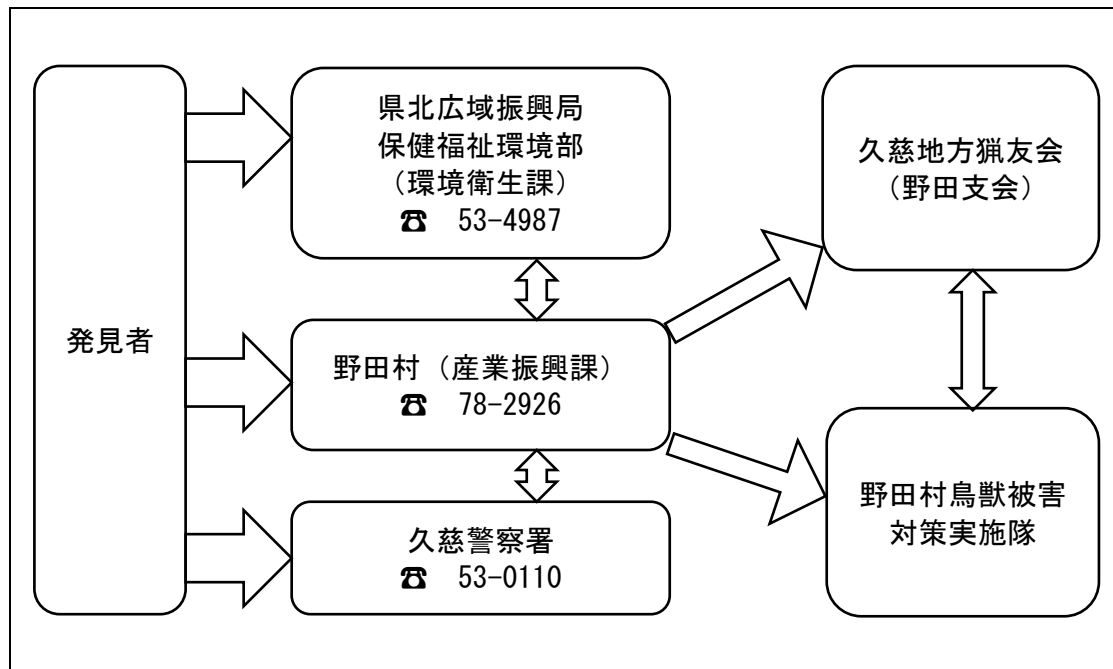
関係機関等の名称	役割
野田村（産業振興課）	関係機関との連絡調整、情報収集、注意喚起、鳥獣捕獲等許可
岩手県県北広域振興局保健福祉環境部	関係機関との連絡調整、有害鳥獣捕獲等許可、指導、助言
久慈警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
久慈地方猟友会	対象鳥獣の捕獲
野田村鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、県の第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	予定なし
ペットフード	予定なし
皮革	予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	予定なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	設置無し
構成機関の名称	役割

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県北広域振興局 農政部	有害鳥獣被害対策の指導、助言
県北広域振興局 保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲許可、被害対策の指導、助言
県北広域振興局 林務部	有害鳥獣被害対策の指導、助言
県北広域振興局 水産部	有害鳥獣被害対策の指導、助言
久慈警察署	銃刀法に基づく安全管理指導及び助言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害防止特措法に基づき、野田村鳥獣被害対策実施隊を設置した。10 名に委嘱し、活動している。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

担い手不足を解消するため、狩猟免許等取得補助に関する経費補助及び周知を行っていく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と連携し、広域的な被害防止対策を実施していく。
また、今後、当計画が現状に適さないと判断される場合は、関係機関と協議し、計画の見直しを行い、効果的な被害防止対策に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。